

平成12年3月31日

条例第67号

京都市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法に定めるもののほか、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 11人以内
- (2) 市議会議員 12人以内
- (3) 国の関係行政機関又は京都府の職員 3人以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域内に住所を有する者で市長が特に必要と認めるもの 2人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等又は専門委員をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市都市計画審議会条例（昭和44年10月1日京都市条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年とする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

平成12年3月31日

規則第130号

京都市都市計画審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市都市計画審議会条例施行規則（昭和44年10月1日京都市規則第109号）は、廃止する。

京都市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、審議会が公開すべきでないとする場合は、この限りでない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

(会議の通知)

第3条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

(欠席)

第4条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員等の代理)

第5条 委員等の代理は認めない。ただし、京都市都市計画審議会条例第2条第2項第3号に規定する委員は、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員等以外の出席)

第6条 会長は、議案の調査審議のために必要と認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(会議録)

第7条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2名が署名するものとする。

3 第1項の会議録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

- (1) 審議会が公開すべきでないとする事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査)

第8条 土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る審議会での議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査は会長が行うものとする。

2 前項の審査にあたり、会長は、必要があると認めるときは、京都市都市計画審議会条

例第2条第2項第1号に定める委員又は庶務を行う職員に行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する事務を行わせることができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、そのつど会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月30日から施行する。
- 2 第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に開催される審議会について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。